

令和4年度 世田谷区相談支援従事者初任者研修 実施案内

世田谷区内の指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）の相談支援専門員業務を担う方(予定含む)を対象として標記研修を実施します。下記内容に御留意いただき、お申込みください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、本実施案内の内容に大幅な変更が生じる可能性があります。内容変更の場合は受講決定者に改めてお知らせします。

記

1 目的

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害児者の意向に基づく地域生活を実現するために、必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービス等の総合的かつ適切な利用支援等の支援技術等の援助技術を習得すること、及び、困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行う事により相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2 実施方法

講義：オンデマンド

受講生または推薦する事業者が用意したパソコン等で、指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴（eラーニング）し受講報告書を作成し、研修3日目（6/9）受付時に提出する。

サイト URL および講義資料パスワードは、事前に事務局から受講決定者へ通知する。

講義資料に関しては世田谷区基幹相談支援センターの HP よりダウンロードし、受講生各自で手元に準備する。

演習：集合型

研修会場にて、消毒・換気等の感染症の感染防止策を講じたうえで実施する。

実習：各自で実施

研修4日目と5日目の間、研修5日目と6日目の間で個別に行う。

3 研修日程

		研修日	方法
研修1・2 日目	講義	令和4年5月20日(金)から 令和4年6月8日(水)で配信	動画視聴 (eラーニング)
研修3日目	演習1日目	令和4年6月9日(木)	集合研修 (東京リハビリテーシ ョンセンター世田谷)
研修4日目	演習2日目	令和4年6月10日(金)	
	実習1	提出締め切り: 令和4年7月13日(水)	
研修5日目	演習3日目	令和4年7月22日(金)	
	実習2・3	提出締め切り: 令和4年8月17日(水)	
研修6日目	演習4日目	令和4年8月25日(木)	
研修7日目	演習5日目	令和4年8月26日(金)	

4 受講対象者

研修修了に必要な全日程を受講できる方で、以下のすべてを満たす方

- 世田谷区内に所在する事業者に所属している方、又は所属する予定の方
- 指定相談支援事業者において相談支援専門員業務に従事する方(予定含む。)
- 指定相談支援事業者からの推薦がある方
- 実習に取り組むことができる方

※世田谷区外に所在する事業者で従事する方(予定含む)については、受講対象外です。

※令和4年度に相談支援専門員として従事される予定の方は、その旨をお申込みの際に必ずご記入下さい。

5 募集定員 20名

※申込者多数の場合は申込書を基に調整させていただきますのであらかじめご了承ください。

6 参加費

参加費は 無料 です。ただし、講義動画の視聴環境(インターネット環境及びパソコン等)の確保および通信にかかる費用、研修会場までの旅費等については、各所属事業者の負担となります。

7 実施主体

世田谷区(世田谷区より委託を受け、世田谷区基幹相談支援センターが実施いたします。)

8 受講申込み

受講申し込みについては下記の申し込みフォームからお申込みください。

<https://forms.gle/TRYUADFL1aTKeRdb8>



提出フォームから申し込みいただくと自動で返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は事務局（担当：弘岡）までお電話（6379-0644）でご連絡下さい。

申込締め切り：令和4年5月9日（月）17:00【必着】

※締め切り後の申し込みは一切受け付けません。

余裕を持ったお申込みにご協力をお願いします。



お願い

お申し込みの際には、以下の点にご注意ください。

- ◆申し込みフォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要ですので、必要事項の漏れがないように、かつ可能な限り詳細にご入力ください。
- ◆選考に必要な項目に入力漏れがある場合は、選考の対象とならないこともありますのでご注意ください。
- ◆入力された内容等において虚偽が認められた場合には、受講申し込みは無効となります。
- ◆受講を修了した方には修了証書を交付いたしますので、受講者の氏名・生年月日については特に誤りのないようお願いします。
- ◆記載内容についてお問い合わせをすることがありますので、受講決定通知を確認するまで、申し込みフォームの記入画面をデータまたは印刷にて保存をお願いします。
- ◆同一事業所で複数名のお申し込みの場合は、おひとりずつお申込みください。

9 受講者の決定

（1）受講決定について

下記の①から④までの条件、申込みフォームに入力（記載）された従事予定の同一事業者内での優先順位、指定事業者としての業務開始予定年月等や事業者指定の進捗状況等を参考に、世田谷区障害保健福祉課と協議の上、受講可否を決定します。

- ①既に世田谷区内において相談支援事業の事業者指定を受けており、**利用者の増加や業務拡大に伴い相談支援専門員の増員**を必要としている。
- ②既に世田谷区内において事業者指定を受けている相談支援事業者で、**退職・人事異動等により相談支援専門員が交代**となる。

③ 今後世田谷区内において指定相談支援事業の開始を予定しており、開始時に配置予定である。

④世田谷区内の指定相談支援事業者等で相談支援業務に従事していたが、初任者研修を修了後、相談支援従事者現任研修を更新期限内に受講せず、資格が失効した又は失効する見込みである。

(2) 受講決定通知の送付

送付予定日：令和4年5月13日（金曜日）

受講の可否通知は、受講申し込み者全員に申し込み時に記載の E-Mail アドレス宛にメールにて送付します。通知の送付予定日をしばらく過ぎてもメールが届かない場合は、担当（弘岡）までお電話で直接ご連絡ください。

10 研修修了者

(1) 修了証書の交付

講義 2 日間及び演習 5 日間（演習の間の 2 回の実習を含む）の計 7 日間のカリキュラムを全て修了された方には、世田谷区基幹相談支援センター運営法人南東北福祉事業団の理事長名で修了証書を交付します。

本研修は法定研修となっておりますので、全日程全科目を受講しなければ修了となりません。講義については研修主催者の責による事由以外で指定された期間内に講義動画の視聴が完了しなかった場合および受講報告書の提出がない場合、演習については、遅刻または早退等があった場合、実習については、実習課題の実施・提出をしなかった場合は、修了となりません。

また、著しく受講態度の悪い方（私語、居眠り、携帯電話の使用等）についても修了とならない場合がありますのでご了承ください。

(2) 修了証書の発行

修了証書は、研修最終日（8月26日）に研修会場にてお渡しを予定しています。

(3) 研修修了者情報の提供について

世田谷区内における相談支援の基盤整備の充実に資するため、本研修修了者の所属する事業者の情報（所属法人名及び事業者名）を世田谷区と東京都に情報提供しますのであらかじめご了承ください。

11 合理的配慮について

障害等により受講に当たって配慮が必要な方は、申込書の「配慮すべき事項」にご記入ください。基幹相談支援センターより具体的な対応についてご相談させて頂くことがありますのでご了承ください。

12 個人情報の取り扱い

受講者推薦及び申込書に記載された個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施事業及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で使用することはありません。

13 実務経験

相談支援専門員として実際に従事するためには、本研修修了と併せて、実務経験の要件を満たす必要があります。

※相談支援専門員資格要件につきましては、「相談支援専門員の資格要件（別紙1）」をご確認ください。

14 新型コロナウイルス感染症に関するお願い

研修会場では以下の感染防止対策を講じた上で研修を実施しますので、ご協力をお願いします。

○演習当日、以下のいずれか1つでも該当する場合は、演習を受講できません。また受講中に体調が悪化した場合は早退していただきますので、予め御了承ください。（研修修了とはなりません。）

- ・体温が37.5度以上ある。
- ・普段と比べて明らかに体調がよくない。（のどの痛み、咳、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常等）
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触歴がある。
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴又は当該在住者との濃厚接触歴がある。

○研修会場での対策

- ・受付時に体調チェックと検温を行います。
- ・教室内外へ消毒液を複数設置し、こまめな手指消毒ができるようにします。
- ・定期的に教室内の換気・消毒を行います。
- ・受講者間及び受講者と講師の席の間隔を確保します。

○受講に当たり注意していただきたいこと

- ・日々の体調管理をお願いします。
- ・受講中は必ずマスクを着用し、咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒を実施してください。
- ・換気のため、窓を開けて研修を実施します。空調による室温管理が難しくなりますので、服装等は各自で調整できるようにしてください。
- ・受講後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、必ず事務局までお知らせください。

※新型コロナウイルス感染防止のため、世田谷区の判断により研修途中で中止および開催方法の変更を行うことがあります。その際には基幹相談支援センターからメールにてご連絡させていただきますのでご確認ください。

15 各種問い合わせ先

(1) 初任者研修に関すること

世田谷区基幹相談支援センター (担当：弘岡)

〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-37-1 東京リハビリテーションセンター世田谷内

TEL : 03-6379-0644 / FAX : 03-6379-0628

E-Mail : info@setagaya-kikan.org

(2) 事業者指定に関すること (実務経験の要件含む)

世田谷区障害保健福祉課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

TEL : 03-5432-2247